

## 国際法協会第71回（2004年）ベルリン（ドイツ）大会報告

国際法協会（International Law Association）の第71回世界大会は、2004年8月16日から21日にかけて、ベルリンのホテル・ベルリンを主会場として開催された。会議の日程は、次の通りであった（括弧のついているものはワークショップ・シンポジウム形式、それ以外は国際委員会）。

- 第1日（8月16日）午前 理事会、開会式（これらのみドイツ外務省にて開催）
  - 午後 ① 国際通貨法 ② 国際組織のアカウンタビリティー
    - ③ フェミニズムと国際法 ④ 「戦争犠牲者に対する補償」
- 第2日（8月17日）午前 ⑤ 「外国投資の国際法」 ⑥ 国際刑事裁判所 ⑦ 水資源法
  - ⑧ 「バイオテクノロジーに関する国際法」
- 午後 「全体セッション：企業の社会的責任（CSR）と国際法」
- 第3日（8月18日）午前 ⑨ 国際証券規制 ⑩ 備蓄管理・軍縮法 ⑪ 国際貿易法
  - ⑫ 持続可能な発展に関する国際法 ⑬ 「国際裁判官の独立性」
- 午後 ⑭ 国際人権の法と実行 ⑮ 国家承継法の諸侧面
  - ⑯ 「イスラム法と国際法」
- 第4日（8月19日） ポツダムへのエクスカーション
- 第5日（8月20日）午前 ⑰ 宇宙法 ⑱ 200カイリを越える大陸棚の法的諸問題、
  - ⑲ 國際商事件裁（「仲裁デー第1セッション：既判力と仲裁」）
- 午後 ⑳ 文化遺産法 ㉑ 「国際法教育」 ㉒ 環境法のトランクションナルな執行、「国際商事仲裁における国際公法の重要性（仲裁デー第2セッション」）
- 第6日（8月21日）午前 理事会、総会、閉会式

以下は、参加者による議論の要旨である。各要旨の番号は日程表の番号に対応している。なお、理事会での議論は末尾に掲載している。

（中谷和弘）

### ① 国際通貨法

国際通貨法委員会は、Weiss教授を座長に迎え、前回のインド大会後、アテネ、リソニア、東京での会合を経てまとめられたレポートをもとに、各項目の担当者がその概要を説明した後、若干の質疑を行うという形で進められた。レポートは、I. 国際金融構造（A）

国際金融基準とバーゼルⅡ）、（B）国家債務のリストラクチャリング、（C）国際テロリストへの金融の阻止）、II. 地域通貨圏（（A）欧州経済通貨同盟、（B）ドル化と通貨の国境を越える使用）、III. 支払制度（（A）日本の預金保険、（B）国際支払いの債権者による妨害の排除、（C）多通貨同時決済銀行（個々の取引を

リンクさせた連続的な決済を行う銀行）、以上の3つの分野についてまとめられたものである。議論は、I、III、IIの順で進められた。以下、紙幅の関係上、若干の事項についてのみ取り上げる。

I のうち、（A）「国際金融基準とバーゼルⅡ」では、国際業務を行う銀行の平等な競争と国際金融秩序の安定（破綻とそれによる混乱の回避）を目的として1988年に中央銀行・緊急監督当局から成る BCBS（バーゼル銀行監督委員会）が各国での国内実施を求めて公表したリスク資産に対する自己資本率8%の維持に関するバーゼル合意が、近時の金融取引を前提とするともはや単純にすぎ、中にはその単純であることを逆用する取引スキームも登場してきたことから、1999年6月から見直し作業が進められ、2004年6月にバーゼルⅡが公表されたことについて議論された。バーゼルⅡは、自己資本比率規制、監督上の検証及び情報公開による市場規律という3本柱で構成されている。しかし、バーゼルⅡに対しては、内容が複雑すぎること、新たに導入された自己リスク評価アプローチなどの検証可能性、銀行のガバナンスへの過剰な規制等の点で批判もあるところであり、アメリカは10大銀行にのみバーゼルⅡの遵守を求めるにとどめる方針とのことである（それ以外に10行程度は自主的に採用する模様）。これに対して、EU加盟国はすべての銀行を対象とする規制として採用する方向である。バーゼルⅡが国際金融にどのような影響を与えることになるかが今後の問題となる。

I の（B）「国家債務のリストラクチャリング」では、対外債務返済遅延国について債権の一部放棄を含む再建策をとることが当該国家にとってのみならず、債権者にとっても現

実的な解決であることは認識されているものの、債権者がかつてのようなシンジケートローンを組んだ銀行團ではなく、債券を保有する小口債権者や投機筋となっているため、債権者の統一的な意思決定が困難となっていることから、3つのレベルでの法的対応が検討され、あるいは採用されてきているとのことである。第1は SDRM（Sovereign Debt Restructuring Mechanism）であり、これはIMF協定を改正して、債務国と債権者の一定割合の合意により、全債権者を拘束するものとして、債務免除、返済期間の延長等の取り決めをすることができるようしようというアイデアである。しかし、債務国にモラル・ハザードが生ずるとの懸念等から実現には至っていない。もっとも、このIMFの動きに応じて、当事者のレベルでの対応策が登場してきている。すなわち、第2の対応としての契約アプローチと第3の任意の行動指針の採択である。前者は、国家による債券発行の際に「集団的行動条項（CACs: Collective Action Clauses）」を契約に入れておき、一定割合以上の債権者がまとまれば、全債権者のために債務国と合意を締結することを認めるものである。これには、CACsによる合意前に提訴して判決を得た少数債権者に拘束力を及ぼすことはできないといった不十分な点はあるものの、ニューヨーク州法を準拠法とする2003年3月のメキシコ債以来、採用が広がってきているようである。また、アルゼンチン債について、アイルランド法により法人を設立し、これに債券保有者が債券を譲渡し（代わりにその法人発行の証券を取得）、その法人がそれらの債権者のために行動するといった例も紹介された。他方、後者の行動指針は債権者・債務者の利益のバランスをとっ

た交渉のためのロードマップを作成しようとする試みであるが、これについてはなお具体的な成果は生まれていない。

Ⅲの(B)「国際支払いの債権者による妨害の排除」では、効率的な国際的な支払・決済システムの重要性から、EUの1998年5月19日のfinalityディレクティヴ(98/26)やUCC(sec. 4A-503)に見られるように、支払・決済システムを用いた手続開始時からその完了までの間に中間段階の金融機関に対する差し止め命令等は禁止されている。しかし、最近のベルギーの異なる判決によりこの点に混乱が生じている。それは、アメリカで債務者であるペルーに対する判決を得た債権者であるヘッジ・ファンドが、他の社債権者との同順位の扱いを約する*pari passu*条項に基づき、ベルギーの裁判所に対して、決済機関であるユーロクリアを運営する銀行に対してペルーから他の債権者への利払いの支払いを差し止める請求をした事件において、この請求を認容した2000年のブラッセル高裁判決と、同様のニカラグアに対する判決に基づく請求を退けた2004年の同判決があり、ベルギーさらには同様の決済機関が本拠を置くルクセンブルグは立法による明確化を求められるかもしれないとのことである。

全体を通じて、限られた時間であったこともあるが、制度等についてのディスクリプティヴな報告に終始し、これに対して内容を確認するだけの質問や噛み合わない質問があった程度で、実りあるセッションとはいえたかった。

(道垣内正人)

## ② 国際組織のアカウンタビリティー 「国際組織のアカウンタビリティー」

(Accountability of International Organisations)に関するこの委員会は、1996年にその設置が決定され、これまでに1998年の台北大会に第1報告書、2000年のロンドン大会に第2報告書、2002年のニューデリー大会に第3報告書がそれぞれ提出され、報告書に関する討議が行われた。今回のベルリン大会では、委員会側からその最終報告書(Final Report)が提出され、8月16日の午後2時30分から午後5時まで本委員会が開催された。

委員会では、バングラデシュのKamal Hossain氏が司会を務め、委員会側からは、委員会議長(Chairman)であるFranklin Berman教授(英国)及び共同特別報告者(Co-Rapporteur)の一人であるKarel Wellens教授(オランダ)が、最終報告書の内容を詳細に紹介した。最終報告書は、4部から構成され、これまで提出された3つの報告書で部分的に提示されていた国際組織の活動に関して遵守されるべき「勧告的規則・慣行草案」(Draft Recommended Rules and Practices; RRP)を集成した内容のものであった。その後の討議の中では、最終報告書に関連していくつかの質問が出され、これに対してBerman教授及びWellens教授から回答がなされた。

その後、大会最終日に開催される全体理事会に提出する決議案の審議に移った。決議案では、本委員会の最終報告書を採択し、同報告書を関係する各国際組織や各國政府に送付することを求めるとともに、これをもって本委員会がその任務を達成し解散すること、但し理事会が必要と認める場合には国際組織の責任の問題に関する国際法委員会(ILC)の起草作業との関係で新たな取り組みを行うことを妨げるものではないこと、等が述べられ

た。同決議案は、若干の文言上の修正を経た上で採択され、大会最終日の全体理事会に提出されることとなった。これをもって、約6年間続いた本委員会の活動は、実質的に終了をみた。

(植木俊哉)

## ③ フェミニズムと国際法

まず、報告者のLansink氏から、女性の移動に伴う人身売買(trafficking)につき、大要次のような報告がされた。

現在、多くの女性が夫や家族から離れて移動しているが、移動の原因や方法は男性と同じではない。ドメスティック・ヴァイオレンス、雇用や教育の機会の欠如、女性に対する差別的な慣習等が女性の移動を促す。貧困から逃げ出そうとする女性は人身売買業者に狙われる。彼女等は偽情報を潜在する危険を感じする能力の欠如から、手配師に容易に騙されてしまう。人身売買される女性の人権は、業者等によってばかりではなく、彼女等に適切な援助を用意しなかったり、彼女等を拘置所に収容したり、安全ではない環境へ送り返したりする国家によっても侵害される。

国際法における移動する女性の扱いは、地球規模の経済の枠組み及び経済的機会の探求の中における独立した個人としてではなく、ほとんどいつも未成年の状態にあるような者としての扱いである。

2003年12月に発効したいわゆるパレルモ議定書(国際組織犯罪禁止国連条約を補完する人身売買禁止議定書)は、被害者保護の点でも画期的なものであるが、基本的には法の執行手段に関するものである。しかし、人身売買禁止については、人権及びジェンダーの観点からの取組みが不可欠である。

人身売買の防止の短期的戦略としては、人身売買に敏感になるような情報提供、業者に対する適切な科刑、国境を超えた法執行機関のネットワークの構築、それに、行政や司法に携わる者が犠牲者の安全、保護及び援助の諸問題に関する知識や理解を深め、ジェンダーに敏感になるように教育をすること等が必要である。長期的戦略としては、社会権規約、女性差別撤廃条約及びパレルモ議定書に即して、女性の社会的、経済的地位の改善を目指す取組みが必要である。

以上のような報告に対して、インドのManohar氏による女性の土地所有を禁止するインドの慣習法のような差別的慣習法の問題性の指摘、フィリピンのReyes氏による同国の2003年の人身売買禁止法の紹介、ブラジルのComarugo Vieira氏による男性の教育の必要性を強調する発言があつたほか、出席者の多くから、人身売買についての独立の監視機関や、関係二国間の人身売買防止のための合意の必要性、NGOとの協力や犠牲者への心理学的・医学的ケアの重要性などの指摘があり、これらをめぐって活発な議論が展開された。

(鳥居淳子)

## ④ 「戦争犠牲者に対する補償」

戦争犠牲者に対する補償委員会は2003年5月に設置され、初回である今大会はワークショップの形式で行われた。委員長であるLuke T. Lee(アメリカ)が座長をつとめ、共同報告者(Co-Rapporteurs)であるRainer Hofmann(ドイツ)と筆者(古谷)が、今後の委員会における検討課題を提示し、これに関してフロアと議論を行うという方法で進められた。冒頭、座長より、現在の国際社会に

おいて武力紛争の犠牲者が救済される道はきわめて少ないので実情であると指摘され、これまで国際法協会が採択してきた大量追放（1986年・ソウル大会）、難民に対する補償（1992年・カイロ大会）、国内避難民（2000年・ロンドン大会）などの諸宣言と同様な形で、戦争犠牲者に対する補償に関する諸原則をまとめることが、本委員会の任務であると述べられた。さらに、今後の作業の便宜のため、犠牲者補償の実体的側面を Hofmann 教授が、手続的側面を古谷が担当するという役割分担が確認された。

Hofmann 教授は、事前に委員に配布されたバックグラウンド・レポートに依拠しながら、戦争犠牲者に対する補償に関する国際法規範の発展について、現在までの状況を概観した。また、「犠牲者」概念に関連して、委員会は *jus in bello* に違反する行為の犠牲者に限定して作業を行い、*jus ad bellum* の違反については射程の外に置くことが指摘された。古谷は、犠牲者が国内裁判所と国際的なフォーラムとを利用する場合に区分し、前者においては、補償請求権を放棄する旨の平和条約の規定や主権免除などが大きな壁となっており、後者については国連補償委員会などのアド・ホックな制度が存在するにすぎないと指摘した。その上で、今後は主権免除に対する例外の範囲などを検討するとともに、紛争終結後に犠牲者補償のメカニズムを容易に設置できるように、「アド・ホック請求権委員会に関するモデル規則」を作成する作業を進めることを確認した。

フロアからは、委員会の今後の方向性について、第二次大戦を含めた過去の戦争犠牲者の問題を扱うのかが質問された。座長および報告者からは、本委員会は基本的には future-

oriented な任務を担っていることが確認され、しかし過去の戦争犠牲者に対する補償の問題も現代国際法が直面する問題であることは間違いない、委員会の作業では重要な検討対象であるとも述べられた。また、戦争が禁止された国連体制下で「戦争犠牲者」という名称は不適切ではないかという指摘が行われたが、これは実質的には「武力紛争」を意味するものであり、委員会もこれを前提として作業を進めることで合意された。

最後に、座長より、2 年後の次回大会に提出される第 1 次報告書を検討するため、来年夏に委員会の inter-sessional 会合を開催する予定であることが報告された。

（古谷修一）

## ⑤ 「外国投資の国際法」

「外国投資の国際法 (International Law of Foreign Investment)」委員会は、昨年 (2003 年) 1 月に設置された新委員会である。本年 4 月および今大会のワークショップ直前に、都合 2 度の非公開会合を開いて、今後のスケジュールおよび委員の分担を決定し、それを受けて公開のワークショップが開かれた。ワークショップは、本委員会の委員長を務める Schreuer 教授を座長として進められた。同教授から委員会レポートと委員会の刊行物を作成するという方針が示され、座長および 2 人の報告者から、今後委員会で検討される、「A. 基本的論点」、「B. 実体的論点」および「C. 手続的論点」の概要の説明があった。この説明に対して会場から、① 契約上の権利 (contract claims) と条約上の権利 (treaty claim) の関係、② 紛争解決手続のカバーする範囲、③ 租税の扱い、④ EU-ACP 諸国間の条約の扱い等について、コメントおよび

質問が寄せられ、それに対して座長および報告者は、次のような見解を述べた。①については今後検討する。②の対象には、当事国間の手続のみならず、投資家対当事国間の紛争解決手続も含む。③の租税プロパーの問題は、本委員会の任務の範囲外だが、関係事項は十分に検討する。④については、委員会では、個別条約ごとではなく論点ごとに検討する方針であり、EU-ACP 条約上の制度も個々の論点との関係で検討されるはずである。その後、出席している委員会メンバーから、担当課題について各自の問題意識やフレームワークが説明され、それに対して会場からコメントが寄せられた。

なお、委員会で検討することが決定された諸論点は次の通り。A. 基本的論点—①範囲と定義、②政策と目的、③適用法規、④多国間投資協定の必要性、⑤国際法と国内法の相互作用。B. 実体的論点—①投資参入と会社設立の権利、②待遇の基準、③収用、④緊急例外とセーフガード、⑤投資保険、⑥貿易と投資、⑦国家責任、⑧腐敗、⑨競争法と競争政策、⑩透明性。C. 手続的論点—①紛争解決手続、②仲裁への同意、③透明性、デューリプロセスおよび公共利益、④同意以外の、管轄権と受理可能性、⑤国際仲裁庭と国内裁判所の関係、⑥国際手続の競合、⑦救済と賠償、⑧仲裁判断の審査、⑨遵守と執行。

（小寺 彰）

## ⑥ 国際刑事裁判所

2000年のロンドン大会において設置されたこの委員会は、Torsten Stein 教授（ドイツ）を委員長とし、William Schabas 教授（アイルランド）と Göran Sluiter 教授（オランダ）を共同報告者としている。今大会では Sluiter

教授が欠席したため、Schabas 教授が第 1 次報告書に沿って議論を提起し、Stein 教授がこれを補足する報告を行った。座長は Christine Chinkin 教授（イギリス）がつとめた。今大会におけるテーマは、(1) 安保理決議 1422 など国際刑事裁判所 (ICC) の管轄を限定する決議の法的効力、(2) アメリカが締結を進めている二国間協定（いわゆる 98 条協定）の評価であった。

前半では、(1)に関して Schabas 教授より、この問題に関するアンケートに寄せられた各国プランチからの回答を総合すると、安保理決議が問題を含んでいるという評価が多いことが指摘された。また、Stein 教授からは、このテーマは政治的な意味を持っているが、本委員会はあくまで法的議論に集中すべきであるとの意見が述べられた。フロアからは、ICC 規程 16 条は特定の事件に関連して、ICC による捜査・訴追を停止させる権限を安保理に与えているのである、決議 1422 のような包括的な停止を許容してはいないとの意見が相次いだ。また、安保理が第 7 章の決議を採択する前提として国際の平和および安全に対する脅威が存在することが必要だが、この決議にあっては現実的な脅威は存在していないとの指摘もあった。一方で、特定の紛争において安保理がどのような対応をするかは安保理の自由裁量的な権限に属しており、ICC 規程 16 条との整合性は必ずしも問題ではないとの意見も出された。後半でも同様に、Schabas 教授より (2) に関する報告がなされた後に、フロアからの活発な議論が行われた。多くの意見は 98 条協定が ICC 規程と両立するものではないことを強調し、これが「不処罰」(impunity) を終了させることを目指す ICC の目的と矛盾するとの評価であった。しかし、

アメリカとの関係でそうした協定を締結せざるをえない諸国的事情も考慮する必要があり、一概に締結した国家を非難するのは妥当ではないとの指摘も行われた。前半・後半とも意見はきわめて活発に出されたが、それを集約するということは特に行われなかった。

最後に、次回大会に向けた委員会の作業として、ICCへの協力義務に関する各国内実施立法を検討することが確認され、今後各國のプランチに対してアンケートによる照会を行う予定であることが報告された。

(古谷修一)

## ⑦ 水資源法

8月17日午前に開催された本作業部会は、波乱の幕開けとなった。前委員長 Charles B. Bourne [加]、前幹事 Patricia Wouters [加]、Slavko J. Bogdanović [HQ/セルビア・モンテネグロ]、Stefano Burchi [伊] ら4名の委員の連名による反対意見と、K. W. Cuperus [蘭] 委員による反対意見とが、Bogdanović 委員以外は不出席のまま配布されたのである。反対意見は、手続的には、委員会の権限越(自國領域内の水をも射程に含めたことにより1966年ILAヘルシンキ規則の改定という任務の枠を超えた)を、また実的には、今回の報告書が、*lex lata* (shallが適当) と *lex ferenda* (shouldが適當) を区別せず全て shallを用いていることや、過度に環境保護的で経済発展を蔑ろにしている(ex. 衡平利用原則が損害防止義務に従属させられている)よう理解されること等を、主に問題としていた。座長の Bruce Mauleverer [英]、委員長の Gerhard Loibl [奥]、報告者の Joseph W. Dellapenna [米] らが、本報告書(14章73ヶ条の規則を含む)の経緯・趣旨説明を終えた

(繁田泰宏)

## ⑧ 「バイオテクノロジーに関する国際法」

2003年5月に発足した本委員会は、今大会はワークショップ形式で3委員の報告(ペーパーなし)と一般討議を行うことにとどまった。会合の冒頭に委員長の Thomas Cottier (スイ

ス)から、本委員会の任務と課題について、大意以下のような説明があった。

「バイオテクノロジーへの法的規制は、公法・私法、国内法・地域法・国際法など多分野横断的に行われているが、本委員会は、これらのうち国際法の規制に焦点を当て、国内法の規制は、関連する国際法規則を理解しその将来の発展にとって必要な限りで考慮に入れることにしたい。検討対象としては、まず、① 知的財産 (TRIPS、EPO、特許権の調和化など)、② 環境保全 (カルタヘナ議定書)、③ 食品基準 (SPS、TBT) に関連するバイオテクノロジーへの法的規制を取り上げ、次いで、④ 責任規則 (製造物責任、厳格責任) も検討の対象に含めたい。他方、バイオテクノロジーが農業政策に及ぼす影響、とりわけ伝統的知識の保護とバイオテクノロジーへの特許付与との間にどのような均衡を図るべきか、といった問題も扱っていきたい。その際、これらに関するWIPOやWTOで審議状況や、FAOで作成された『食糧農業用植物遺伝資源条約』にも注意を払う必要がある。今後、本委員会は、他の委員会とくに国際貿易法委員会と連携して、これらの作業を進めたい。」

以上の説明を行った後に、委員長は、参加者に対して、これら以外に本委員会が取り上げるべき事項があれば提案していただきたいと要請し、これに応じて何人かの参加者から、大陸棚資源、人類の共同遺産、国際規制の国内実施、著作権、バイオテクノロジーの平和的・倫理的利用なども本委員会の検討事項に含めてはどうか、との発言があった。

次いで、Mary E. Footer (オランダ) が「遺伝資源へのアクセスおよび農民の権利

の法的側面」について、Emmanuel Opoku Awuku (ILA HQ) が「途上国における遺伝資源へのアクセスと農民の権利」について、Marc Markus (Novartis Corporate Intellectual Property Group) が「バイオテクノロジーに関する知的財産権問題」について、それぞれ報告を行った。いずれの報告にも先進国企業による「遺伝資源へのアクセス」と途上国(およびその農民)による「遺伝資源の保全・利益享受」とをいかに調整すべきか、という問題関心が現れていた。これらの報告に対して参加者から若干のコメントがなされ、最後に、座長が今後の委員会の作業への積極的な協力を参加者全員に要請して、本ワークショップは終了した。

(西海真樹)

## 「全体セッション：企業の社会的責任(CSR)と国際法」

「企業の社会的責任(CSR)」という概念は昨今良く耳にする。今大会では、国際法の観点からCSRを議論する全体パネルが、Slynn卿を座長として開かれた。第1パネリストのEigen教授は、「企業の社会的責任のための連帯の建設—腐敗との戦いを例にして」と題して、腐敗への多国籍企業の関与の防止のために、国連と多国籍企業との間のグローバルコンパクト等、連帯(Coalition)を強化する取組みがどのような役割を果たしてきたかを分析し、その重要性を主張した。第2パネリストのKamminga教授は、「多国籍企業と人権」と題して、多国籍企業が国際法上どのような義務を負うかを、ILOやOECDとの関係にもふれつつ検討し、国際法の役割の限定性を論じた。第3パネリストのCarver弁護士は、「多国籍企業の違法行為への救済—外国不法

行為 (alien torts)、二国間投資協定又は国際賠償」と題して、多国籍企業の違法行為に対して、どのような裁判所や仲裁等の判断が出ているかを解説した。コメンテーターのホセイン博士は、CSR のための国際法の必要性と最近の発展を挙げ、CSR を確保するための重層的な国際協力の重要性を説いた。これらの報告・コメントの後、会場から、多国籍企業の腐敗への関与を防ぐためには、刑法のみによって規制するのではなく、多様な方法による取り組みが必要なことや、CSR に関する国際条約の可能性等に関するコメントや質問が寄せられ、パネリストがそれぞれ見解を述べて全体パネルが終了した。

(小寺 彰)

## ⑨ 国際証券規制

Committee on International Securities Regulations のセッションは、8月18日水曜日の午前9時から12時半まで開催された。座長は、フランスの Catherine Kessedjian が務め、報告者は、委員会の Rapporteur であるスウェーデンの Kaj Hober、オーストラリアの Peter Willis、それに、委員会メンバーである米国の Cynthia Lichtenstein、英国の Ida Levine であった。議論の対象となる素材は、委員会メンバーの手による作成されたコーポレート・ガバナンスに関する "6<sup>th</sup> Interim Report" である。

議論は途中の休憩を挟んで、座長の指揮の下、前半と後半に分けられた。まず、前半では、Lichtenstein から、コーポレート・ガバナンスという問題がなぜ世界的に重要な問題となるに至ったのかについての背景事情の説明がなされ、次いで、Willis から、国際法という観点からこれがどのように問題とされるべきかについて報告がなされた。続いて、各國の法改正状況の概観という観点から、英國については Levine、米国については Lichtenstein、オーストラリア等について Willis から報告がなされた。その上で、座長からフロアに対して、それ以外の各國の法改正状況の説明が求められたため、幾つかの国々が自國の状況についての説明を行った。日本に関しては、筆者が、戦後の株式の相互持合いの下での株主によるガバナンスの機能不全と金融機関によるガバナンスの代替、近年の不況とグローバル化の影響による株式持合いの崩壊、それにともなう株主のガバナンス回復のための近時の度重なる会社法の改正について、説明を行った。

その後、休憩を挟んで、後半ではより一般的にコーポレート・ガバナンスに関する議論がなされた。しかし、筆者の印象としては、全体を通じて、議論は必ずしも噛み合わず、盛り上がりに欠けるものであったように思われる。これは、コーポレート・ガバナンスという問題が極めて多義的であり、(我国の分類でいえば) 会社法の範疇の事項、証券取引規制の範疇の事項、会計法の範疇の事項というように様々な異なる問題を内包しているにもかかわらず、どの点について論じているのか意識的ではない者が少なくなく、時には、コーポレート・ガバナンスとは直接には関係が無い証券に関する問題について論じだす者さえいたという点に直接的には求められる(途中、座長が、ハーグ国際私法会議の一等書記官にハーグ証券決済準拠法条約に関する説明を求めたことが象徴的である)。それはさらに、(議論の中で筆者も指摘したが) コーポレート・ガバナンスに関する国際的に統一的な法規範の形成といった段階には

(どのようなレベルのものであれ) 全く至っていないにもかかわらず、ILA という場で検討する題材として相応しかったのかという問題にまで行きつくように感じられた(各國法の比較ということであれば、各國の会社法の専門家のみを集めて行われるシンポジウムでの議論の方がはるかにレベルが高く、また、そのようなシンポジウムは現実に多数開催されている)。

(早川吉尚)

## ⑩ 軍備管理・軍縮法

1. 委員会の最終報告に至る経緯 1990年に設置された本委員会のマンデートは軍備管理と軍縮に関連する国際法の原則と規則の包括的評価を行うことであり、それは2度更新された。委員会の主要な活動は、軍備管理、軍縮法の目的を達成するために法的方法が最もよく利用される仕方を検討することに当たられ、その研究成果は5つの報告書と国連刊行の5冊の本に纏められた。これは故 Julie Dahlitz 前委員長のたゆまぬ努力によるもので、最終報告書は彼女の記憶のために捧げられた。

2. 最終報告書の内容 最終報告書の主な内容は、「軍備管理・軍縮のための国際・国内規制」と「未解決の論点」に分けられ、最後に「結論と勧告」が付けられている。国際・国内規制は、核・化学・生物兵器の不拡散、北朝鮮の核問題など多岐にわたる項目に分けて論じられている。未解決の論点としては、核管理努力の転倒およびテロリズムと反テロリズム措置があげられる。以上から、「結論と勧告」として、軍備管理と軍縮の分野において適用される国際法の一般原則・規制の生成する概念と方法—実

体規制と手続規制(監視、モニタリング、制裁)ならびに兵器規制の進歩する原則と新テクニック(協力、透明性、信頼醸成、一方的実施)一を探求する必要があげられる。そのため「軍備規制の新委員会」を設立することが勧められる。

3. ベルリン大会の同委員会での討議 18日午前に開催の本委員会作業セッションには40名を超す参加者があり、このテーマへの関心の高さを示した。村瀬信也議長のもと、最終報告書の取りまとめをしたフレック現委員長(ドイツ)の説明に続き、20名にも及ぶ多数の出席者から、報告書の内容や新委員会などについて、コメントや発言が活発になされた。報告書の内容については、概ね賛成ないし肯定的意見が多く述べられる一方、新委員会の設立については、その必要性やあり方についてさまざまの意見が述べられた。たとえばボーテ(ドイツ)本委員会委員は人道法の事実調査委員会(1977年追加議定書90条)の例にならい、NGO 代表の委員への参加を認める提案などを参考としてあげた。なお、このセッション途中で配られた本委員会決議案の中でも新委員会の設立要請に言及されていたため、委員会設立は執行理事会で決定すべきものであることに鑑み、その点などを修正したものが検討され、修正された決議文が全会一致で了承された。

4. 決議採択 21日の全体最終セッションで採択された決議は、最終報告書の歓迎と本委員会の解散に言及したが、新委員会の設置には触れていない。

(藤田久一)

## ⑪ 國際貿易法

2002年以降の本委員会の活動で特に注目されるものとして、ジュネーブで開催するのが恒例の会期間会合を2003年は南アフリカで開催したこと、及び2004年に『WTO 紛争処理制度1995-2003年』という著書を刊行したことがあげられる。

本委員会の(第6)報告書は、1.はじめに、2.貿易体制の発展、3. TRIPS、4. 貿易関連競争規則、5. 貿易関連環境措置、6. 貿易関連投資措置、7. 國際貿易における法の支配と人権、8. WTO 紛争処理、9. 地域的統合の進展、10. 将来の研究計画の10部構成で、各分野における進展や課題をまとめたものとなっている。会合はSlynn(英)を議長に8月18日午前9時より行われた。複数の委員が上記10項目を分担して報告書の概要を説明した後に、項目ごとに討論する形式で進められた。説明分担者は次の通り。Petersmann(独、1と2)、Abbott(米、3)、Meng(独、4)、Footer(英、5)、Weiss(オーストリア、6)、Cottier(スイス、7)、Ziegler(スイス、8)、Piontek(ポーランド、9)、Petersmann(10)。討論は10項目すべてに関し多岐にわたった。なかでも比較的活発に議論がかわされたのは、2. 貿易体制の発展、7. 貿易と人権、8. WTO 紛争処理の諸項目だった。

10. 将来計画に関しては、委員長のPetersmannが、國際貿易法の重要性にかんがみ、本委員会は継続されるべきだと述べたのに対し、議長を務めた理事会議長のSlynnが同意すると述べたことが注目される。またPetersmannは、2006年トロント会議に「國際貿易法と人権に関する宣言」の草案を提出するという計画を述べた。それはWTO上の権利は人権法に照らして解釈されるべき等の基

本原則のみを盛り込んだものとすること、宣言案をまとめるために他の委員会(國際人権の法と実行委員会など)と協力すること、などを説明した。

(岩沢雄司)

## ⑫ 持続可能な発展に関する国際法

本委員会の前身である「持続可能な発展の法的側面」委員会は、7つの原則からなる「持続可能な発展についての国際法原則に関するニューデリー宣言」を作成し、それは2002年4月開催のILA第70回大会(於ニューデリー)で採択・了承された。本委員会は、この成果の上に、持続可能な発展の法的地位と法的実施について検討することを目的として、2003年5月に発足した。委員長はNicolas J. Schrijver(オランダ)、共同報告者はDuncan French(イギリス)とXimena Fuentes(チリ)である。

本会合の議長を務めたGeorge Ress(ドイツ)は、会合冒頭に、欧州人権裁判所裁判官として、自分は持続可能な発展の構成要素である「よき統治」が実現することを大いに望んでいる。なぜならばそれは法の支配、明確な権力分立、判決履行システムの整備を意味するからだ、と述べた。次いで委員長が大意以下のように発言した。「ニューデリー宣言は持続可能な発展の今後の展開・実施のための枠組を提供するものだ。その7つの原則のうち、「天然資源の持続可能な利用」は法的に成熟しているのに対し、「参加」や「統合・協力」はいまだ萌芽的である。このように諸原則の法的性質は互いに異なっており、それらは国際法の現状に照らして絶えず再検討されなければならない。ヨハネスブルク・サミットは持続可能な発展の法的側面について十分

(西海真樹)

## ⑬ 「国際裁判官の独立性」

国際裁判官独立(Independence of the International Judiciary)は、ILAでは今回の第71回ベルリン大会で初めて扱われた。

2000年のロンドン大会のラウンド・テーブル「国際裁判所に出現する市場」から派生する法・政策的問題点の後、2001年末に「ILA/PICT(Project on International Courts and Tribunals)国際裁判所慣行手続研究グループ」(共同議長:ロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジPh.サンゾ教授、ウェリングトン・ヴィクトリア大学C.マクロクラン教授)が設置され、近年の国際裁判所の増加と事件数の急増によって裁判手続の国際的比較研究の価値が浮き彫りにされたことに鑑み、ILAが一定の原則を明らかにしてガイドラインを作り、既存の裁判所の運用を改善し将来の裁判所のために有用なモデルを提供することができるのではないかと活動を開始した。研究グループが最初に集中的に扱うべきトピックとして、(1)国際裁判官・弁護士の倫理基準、(2)国際裁判所増加による「訴訟係属」的結果、が提案された。

研究グループは5回の会合を持ち、ベルリン大会に備えた。2002年2月のロンドンの第1回会合では、国際裁判官の独立を第1の議題として取り上げ、PICTの用意した背景説明書、関連する既存の国際裁判規則・ガイドライン、「裁判官独立に関する国連基本原則」などを参考にして一般的な議論を行った。同年6月のフィレンツェにおける第2回会合では、国際裁判官独立に関する最低限の諸原則の必要についておおかたの支持を確認し、同年12月ロンドンの第3回会合で、研究グル

共同議長の用意したガイドライン又は勧告の基本的要因となるべき事項に関するノートを審議した。2003年6月のワシントンにおける第4回会合では、前回のノートの改訂版を審議対象とし、研究グループの目的は一般的指針を提供するための大まかな原則及び提案を打ち出すことでおおよその合意をした。この4回の会合の審議を踏まえて、共同議長は「国際裁判官独立に関する諸原則草案」を作成し、2004年4月のロンドンの第5回会合で起草グループがこの草案及び研究グループ構成員その他から寄せられたすべてのコメントを検討し、さらにコメントを求めて改訂草案を出した。こうして6月14日までの各種の追加的コメントを反映させた「国際裁判官独立に関するバーグ・ハウス（Burgh House）諸原則」が作られ、これに対するさらなるコメントが8月6日まで求められた。

「バーグ・ハウス諸原則」が扱う事項は、1.介入からの独立・自由、2.指名・選挙・任命、3.任期の保障、4.業務と報酬、5.特権・免除、6.裁判所予算、7.表現・結社の自由、8.裁判外の活動、9.事件との過去の繋がり、10.当事者との過去の繋がり、11.事件の結果の利害関係、12.当事者との接触、13.裁判後の制約、14.制約の解除、15.独立を害う事実の公表、16.忌避又は失格、17.裁判官の重大な不始末、の諸事項である。（これらの項目は46の小項目に分かれている。）

ILAベルリン大会8月18日のワークショップはこれを受けて開催された。ワークショップはサンツ教授の司会の下で行われ、まず「バーグ・ハウス諸原則」の成立までの経緯が紹介された後、討論に入った。問題があるとされて取り上げられたのは、2の一小項目である裁判官の指名・選挙・任命に際しての

地理的配分、世界の主要法系の代表、男女の比率、8の一小項目である裁判官の裁判外の活動に関する規制、そして17の一小項目である裁判官の独立を害うような重大な義務違反を問う手続の諸問題であった。

（三好正弘）

#### ⑭ 国際人権の法と実行

本委員会は、「人権条約機関による認定の国内実施」というテーマに4年にわたって取り組み、今会期に最終報告書を提出した。委員会は、2002年4月のニューデリー大会に中間報告を提出したほか、2003年9月にはトゥルク（フィンランド）で特別会合を開き、委員だけでなく国連人権高等弁務官事務所職員などの参加を得て、集中的な検討を行った。この特別会合には多くのペーパーが提出され、最終報告をまとめると参考にされた。この会合において、人権条約機関の認定の国際裁判所による利用も研究の対象とすべきだという意見が述べられたので、最終報告書にはこの点に関する考察が含められた。こうして、中間報告及び最終報告には、国内裁判所、裁判所以外の国内機関、及び国際裁判所が、人権条約機関の認定を参照した事例が数多く収録されている。トゥルク特別会合に提出されたペーパーも参考になるので、あわせて参考されたい（Abo Akademi大学人権研究所のホームページから入手できる）。

本委員会の会合は、De Waart（蘭）を議長に8月18日午後2時30分より行われた。本委員会の報告者（Rapporteur）である筆者（岩沢）は、まず上記の経緯を説明した後、興味深い理論的論点の1つ一人権条約機関の認定が条約解釈に参照される法的根拠について問題提起を行った。日本では人権条約機関の

認定を条約「解釈の補助的手段」（条約法条約32条）とみなす見解が有力であるが、32条が適用される場面は限られること。「後に生じた慣行」（同31条3項b）とみなす見解もあるが、後に生じた慣行は「当事国の合意を確立するもの」であることを説明する必要があることなどを指摘した。次に共同報告者のByrnes（豪）が、最終報告書の概要を説明した。参加者からは、締約国の沈黙を黙認とみなして「当事国の合意」を導くのは疑問だ、非法的規範の適用は歓迎すべきこととは限らない、スロバキアでは規約人権委員会の見解に基づき国内手続を再開する制度がある、など様々な意見が述べられた。討議後、人権条約機関による認定の国内実施に関する決議を採択した。決議は、人権条約機関の認定の国内及び国際機関による実効的な利用が人権の実現に貢献することを認め、人権条約機関の認定が参照された事例を引き続き収集し、それに関する情報を広めることが緊要であることなどをうたったものである。

最後に、次の研究テーマについての討議が行われ、一般国際法と人権法の関係について研究するという提案が支持された。なお、人権条約機関による認定の国内実施に関する研究の完結をもって、筆者は報告者を退いた。

（岩沢雄司）

#### ⑮ 国家承継法の諸側面

本委員会は1994年4月に設立され、2002年のニューデリー会期においてはすでに「条約に関する承継についての最終報告書」が提出されている。今会期から、国家承継の経済的側面として国家の財産と国家の債務に関する承継の問題を検討することになり、Gerhard Hafner教授（オーストリア）を委員長とし、

Wladyslaw Czaplinski教授（ポーランド）が報告者としてMarcelo Cohen教授（アルゼンチン）が共同報告者となっている。今会期は8月18日午後に開催され、「暫定報告書」に基づいてVera Gowlland-Debbas教授（イスラエル）の司会のもとで議事が進行された。暫定報告書は、条約の承継の問題と同様、国家承継に関する最近の慣行が1983年の「国家の財産、公文書及び債務に関する国家承継についてのウイーン条約」に規定されている規則や解決方法を確認しているかどうかの問題を解明することに焦点がおかれていた。その内容はウイーン条約以前の国家の財産と債務の承継に関する国家慣行、ウイーン条約の一般的枠組み、最近の慣行としてユーゴスラヴィア、ドイツ、チェコスロバキア、ソヴィエト連邦の慣行を取上げウイーン条約に規定に照らして検討するものであった。今会期では報告書の全体構造、国家の財産・債務の承継に関する実体規定と将来の方向性の問題にわけて審議を行った。審議の過程において出されたさまざまなコメントや意見等によれば、今後議論されるべき論点として以下のようことが提起された。たとえば、2001年に採択された国際法学会（Institut）決議の内容との比較検討、ウイーン条約の慣習法的性質の問題、国家の消滅と分離の区別、衡平な配分の具体的基準等の問題である。また、委員会作業の今後の方向性の問題に関連して、個人の既得権の問題を検討の範囲に含ませるべきかどうかについて意見が分かれたが、その問題を含むとすれば本委員会のマンディートの修正が必要となることから、今後の検討課題とされた。

（森川俊孝）

## ⑯ 「イスラム法と国際法」

1992年カイロ大会での発足以来、この部会は試行錯誤を重ねてきた。初回のセッションでは、当時物議を醸していた作家ラシュディへの不在死刑判決という特異事例をめぐる質疑が大半を占め、その後2000年ロンドン大会ではまとまった報告が出されたものの難民制度に特化した内容であったため、イスラム法全体の特性紹介を主眼とすべきとの批判がなされていた。

今回はICJ判事Al Khasawnehを新たに座長としてMartin Lau(英國オリエント・アフリカ研究協会)とJavaid Rehman(アルスター大)の報告で討議が開始された。前者はイスラム圏とキリスト教圏との平時、戦時両面での接触の経緯とそれによる規範形成のプロセスをシャリア、ファトワーなどの法源にも触れて略述し、ローマ法への近東からの影響、外国人保護、商事・金融制度、信教の自由など多角的な討論を導いた。これに対して後者は米国が拘束するイラク人への処遇についての非難に終始し、会場からの場違いの発言との指摘に本人も謝るとの進行で時間が空費されてしまった。

とはいって、今回の収穫は座長から呈示された二段階に分けての今後への方針。これは、短期的には五年内に国際法の諸個別分野(例えば環境、武力紛争、経済、人権、国家責任)に関連する現代イスラム法の内容を委員会がまとめ、イスラム圏専門家と他圏国際法学者との対話をはかるとの計画。また長期的には世界のイスラム諸国の相互間および対非イスラム諸国の実務例を蒐集・分析して公表するとの構想。イスラム圏自体の広域性、多様性、また時代的長期性からこれにはなるほど期間を要すると思われるが、これまであまり知ら

れていなかった西欧との折衝に関する文書がイスタンブールに所蔵されていることでもあり、これらの事例、資料が言語的にも一般利用が可能な形で整理されるとすれば、法制史面をも含め、その意義は大きいと期待される。

なお、イスラムを特殊視しがちな西欧に対し、キリスト教をも含む他宗教にも目をむけ、広く国家と宗教との関係への論議に繋げるべきとの提言も会場からあった。これは正論としてもなお長期的な提言と言うべきか。

(久保敦彦)

## ⑰ 宇宙法

宇宙法委員会は、Maureen Williams教授(アルゼンチン)を座長、Stephan Hobe教授(ドイツ)を報告者とする。事前に「宇宙活動の民営化と商業化の法的諸側面に関するレポート」がHPにアップされた。①リモート・センシングと②宇宙活動に関する国内法制の2つを委員会の検討対象とする。8月20日午後のセッションはOve Bring氏(スウェーデン)の司会の下に行われた。まず、Bring氏は、①につき、宇宙空間利用の自由と国家主権との均衡点を示すことが委員会の任務の一つであること、②につき、宇宙条約6条で規定された「許可及び継続的な監督」にもかかわらず宇宙活動に関する国内法を有する国は少ないという問題があることを指摘した。次いで、Williams教授が、①につきレポートに沿った説明を行なった。要点は次の通り。1986年の国連決議41/56(リモート・センシング宣言)の内容は、基本的に慣習国際法規になっているが、商業化に対応したものとはなっていない。諸政府がこの分野での拘束力あるルールの作成に消極的な現状にか

んがみると、現実的な方策は国内法を作成することである。委員会としては、地球観測衛星によって集められたデータの価値(国際・国内裁判における証拠価値を含む)に関するガイドラインの作成を行なうことにより重要な貢献をなしうる。次いで、②につき、Hobe教授が説明を行なった。要点は次の通り。現状では6カ国しか宇宙活動に関する国内法を有していない(Frans von der Dunk博士(オランダ)のレポートに基づく)。リモート・センシングをはじめとする宇宙活動に関する国内法につき、許可、監督、登録、補償・求償、調和についての検討をすすめることにより“building blocks”的な作業を本委員会はすすめるべきである。次いで、①に関して、Jose Monserrat Filho博士(ブラジル)およびNiklas Hedman氏(スウェーデン)が、②に関してDunk博士が、コメントした。次いで、フロアから質問・コメントが寄せられた。結論として、2006年大会に向けて、国家実行を集め検討するという“building blocks”的な作業に基づき、①に関しては、ガイドラインの作成をすすめていくこと、②に関しては、いきなりモデル・ローの作成では各國政府の反対も少なくないことから、ガイドラインの作成をすすめていくこと、両者に関連する登録の問題についても検討を続けていくこと、が確認された。

(中谷和弘)

## ⑱ 200カイリを越える大陸棚の法的諸問題

2004年8月20日の午前中に、「200カイリを越える大陸棚の法的諸問題(Legal Issues of the Outer Continental Shelf)」に関する委員会の報告を受けて、全体会合が開かれた。委

員会における委員長は、ドリヴァー・ネルソン国際海洋法裁判所長であり、二人の報告者は、アレックス・アウデエルフェリンク氏、デイヴィッド・オング氏である。今次は、アウデエルフェリンク氏による第二報告書が提出され、報告者による報告書の概要の説明を受けた上で、クリストファー・ピントー教授の司会により全体会合が進行した。

### 1. 報告書の概要

(1) 今回の報告書では、200カイリを超える大陸棚(以下、外側大陸棚)の限界設定の問題に焦点をあてて検討がすすめられている。そこでの中心的问题は、第一に、国連海洋法条約76条8項の大陸棚の限界に関する委員会(以下、大陸棚限界委員会)の権限と機能であり、第二に、国連海洋法条約76条の関連規定の解釈である。外側大陸棚に適用のある法規則をめぐる諸問題については、今後の報告書により検討される予定である。

(2) 第一の問題について、大陸棚限界委員会の機能は、基本的に科学的・技術的である。権限は、沿岸国が申請する外側限界に関する勧告であり、それに際して、申請の科学的・技術的評価を行うが、申請自体が、国連海洋法条約76条に基づくものであり、また、委員会は、「76条にしたがって」評価を行うため(付属書3条(1)(a))、法的な考慮が排除されるわけではない。

(3) 大陸棚限界委員会の機能および権限と、紛争解決手続との関係については、報告書は、裁判所と委員会とでは、沿岸国が設定する大陸棚の外側限界の評価が異なりうること、たとえば、委員会の勧告が無効であると裁判所により認定されたような場合に生じうる法的問題などを検討している。

(4) 国連海洋法条約76条の関連規定の解釈

としては、「大陸棚斜面の脚部」、「海底海嶺」の定義などに加えて、沿岸国が外側限界を委員会の勧告に「基づいて設定する」ことの意味、かかる外側限界が「最終的かつ拘束力を有する」ことの意味、相対しているか隣接している諸国間の大陸棚の境界画定と大陸棚の外側限界設定の区別および関係などが、中心的な解釈問題となる。

(5) 沿岸国の設定する外側限界が「最終的かつ拘束力を有する」とときに、他国がこれを争う余地があるか、大陸棚の外側限界の設定が、複数国間の大陸棚の境界画定紛争に関連することは実際上少なくなく、大陸棚外側限界委員会の手続規則およびその付属書により、こうした事例の処理方法が工夫されていることなどが、報告書により検討されている。

## 2. 全体会合における議論

(1) 大陸棚限界委員会の機能・権限については、島その他の基線の問題においては、法的な問題が関わらざるをえず、委員会の機能・権限には法的な性質も排除できないのではないか、委員会への法的な助言の制度が必要ではないか、他方で、委員会は、あくまで科学的・技術的委員会であることに留意すべきであるといった意見が示された。大陸棚限界委員会の機能・権限と司法的手続との関係については、国連安理会決議に対する司法審査の問題と類似に考えうるのではないかという意見も示された。

(2) 沿岸国が大陸棚限界委員会の勧告に「基づいて設定する」外側限界については、「基づいて」いないことを理由として、他国が争う余地があること、「基づいて設定」されていても、国連海洋法条約76条の違反があればそれを理由に他国が争う余地があること、他方で、かかる外側限界が「最終的かつ拘束

力を有するもの」であることとの整合性が問題になるのではないかなどの意見が示された。

(3) これらの意見について、報告者より若干の回答が示された。委員会委員長からは、大陸棚の外側限界が、司法解決で争われる紛争のなにがしかの争点になる場合に、大陸棚限界委員会は、裁判所の原告になりえないこと、他国が争う場合に、とりわけ、深海底と大陸棚外側限界との境界という問題の性質に鑑みると、民衆訴訟的な手続がもとめられるのではないか、将来的には、国際海底機構にも原告適格を付与することが考えられるのではないか、などの意見が示された。

委員会委員長より、今後の委員会活動についての計画が示されて、全体会合は終了した。

(兼原敦子)

## ⑯ 国際商事仲裁（「仲裁デー第1セッション：既判力と仲裁」）

今回のILA総会においては、Arbitration Dayと称して8月20日全日を費やして国際商事仲裁の諸問題が討議された。Arbitration Dayは数年前からIBAその他の機会を利用して行われている。今回のテーマは「仲裁と既判力」および「国際商事仲裁における国際公序」でドイツ仲裁協会(DIS)と共に開催の形で行われた。午前中に討議された既判力のテーマについて報告する。会議はジャネット・ウォーカー教授(カナダ・ヨーク大学)を議長として、予め用意された中間報告に基づいて行われた。最初に議長が2年後のトロント大会で最終報告をする等を説明し、最初にセラノ弁護士(パリ・シャーマン・スターリング)が大陸法における仲裁判断の既判力について報告した。次にシェバード弁護士(ロンドン・クリフォード・チャンス)がイ

ギリス系コモンローにおける仲裁の既判力について、続いてブラウアーブル護士(ワシントン・ホワイト・アンド・ケース)がアメリカにおける状況について報告したのち、休憩を挟んで、「国際商事仲裁における既判力：仲裁法の実務」と題して、パネル報告と活発な討論が行われた。パネリストはデ・リー教授(オランダ・ロッテルダム・エラスムス大学・ILA仲裁委員会の議長)、ドラン弁護士(パリ)およびカーラー弁護士(チューリッヒ)で、それぞれ簡単に意見を述べた。討論ではカッセジャン教授(パリ)、シェロッサー教授(ミュンヘン)、ケスター弁護士(ドイツ最高裁付)、ショイナー教授(ウイーン)、クレマーデス教授(マドリッド)、ガイヤール教授(パリ)など著名な専門化が多数参加した。全体を要約することは困難である。今回はむしろ、従来あまり取り上げられてこなかったこの問題について問題点を出し合うことに重点が置かれていた。既判力制度は裁判制度に必須であるが、その内容は各国内法によってかなり異なっていることが、最初の3報告で明らかになった。英米法では判断の結論だけでなくそこに至る前提問題の判断についても既判力が及ぶこと、また主観的範囲についてもアメリカでは相互性を排除する判例が確立していること、フランス系では判断の確定を持たず言渡しとともに既判力が発生すること、など我が国の学界でもよく知られている。しかし、細部になると厳密には何處が同じで何が異なるのか分からぬところも多い。シェロッサー教授からドイツの既判力は判断主文に限られるのでフランスより狭いとの発言があり、ガイヤール教授から、ICJが主文を根拠付けるに必要な理由についても既判力が発生するというフランスの解決を採用した、と

の発言があったが、ガイヤール教授に個人的に確かめたところその趣旨は結論的にはドイツと変わらないようである。また、判断の実的な拘束力の議論がカッセジャン教授から出されたが、わが国でも判断の証明効の理論がある。このことは、これから議論の対象としての既判力としてどの範囲のものを考えるかがまず問題であることを示している。たとえば、いわゆる参加的効力は既判力と別物と考えられているが、仲裁の関係ではこれも視野に入れなければならないであろう。次に、統一的な仲裁の既判力制度が国際的に確立されるまでは、いずれかの国の既判力を仲裁判断に与えることになると思われるが、これは仲裁地国か、あるいは既判力が主張される後の事件の仲裁人ないし裁判所が何らかの基準で選ぶべきなのか、という衝突問題が避けられない。既判力の客観的範囲や主観的範囲についてはどの国においても極めて錯綜した議論がおこなわれており、国内においても明確でない点が多い。この困難なテーマについて2年後にどのような結論が出されることになるのか注目したい。

(谷口安平)

## ⑰ 文化遺産法

文化遺産法委員会は、新たに「文化財の返還請求に関する原則・ガイドライン」の策定作業に着手、ベルリン大会では、提出された報告書に盛られた原則・指針について審議がおこなわれた。まず、委員長のナフチガー教授から報告書全般について以下の要旨の説明がなされ、次いで報告者のパタソン教授から補足説明が行われた。

(1) ガイドライン策定作業の趣旨と背景  
文化財の返還請求をめぐる紛争を大別すれば、

- ① 植民地時代に収奪された文化財（先住民の文化財を含む）の返還運動、② 戦争その他の混乱期に持ち去られた文化財の回復要求（第二次大戦前後のユダヤ人文化財の窃盗・没収を含む）に分かれる。これらの紛争では、請求者と被請求者（国家、施設、個人）の間に「返還か現状維持か」をめぐって鋭い対立を生み、「返還要求と拒否」→「交渉の行き詰まり」というパターンが繰り返された。この行き詰まりを打開するには、「返還か現状維持か」に代る「協調的・折衷的なアプローチ」が模索されねばならない。こうした趣旨から、委員会は ILA のバルバドス地域会議等で会合し、今回の報告書をまとめた。
- (2) 原則・指針の適用範囲と可能性 以下のケースについては、原則・指針の適用の必要性はまず無い。① 最近（十年以内に）窃盗、横領の対象になった文化財。② 文化財が国家の輸出管理法に違反して海外に流出版売された場合。③ 輸入国の関税法違反の場合。これらの事例では、ふつう、国内裁判所で現行法の適用による解決が可能だからである。これに対し、植民地時代や、戦時に海外に流失した文化財の返還請求事件については、現行法制度では対応しにくい事情がある。これらの場合、① 文化財流失の事情の立証が難しく、裁判所による解決が困難となる。② 文化財の返還請求は、法的よりも道義的根拠によることが多く、対立的な裁判手続きに代る方式により、円満解決を図る方が適当である。
- (3) 報告書に盛られた文化財の返還請求に関する原則・指針
- 1 文化財の返還請求書および回答書の作成（書式、および必要な記載事項を列挙）

- 2 現状維持の原則（二五〇年間保存された文化財は、元の場所に返還を求められない。ただし、貸与等につき考慮の要あり。）
  - 3 文化財返還の代替措置（貸与、複製、管理運営の分担等）の受諾義務
  - 4 事情の根本的変化の場合（被返還者の保管能力・意思の欠如等の場合の責任）
  - 5 先住民の文化財（先住民の権利尊重、返還請求に誠実に対応する義務）
  - 6 新たに発見された文化財の通報（保管博物館による関係政府機関等への通報義務）
  - 7 人の遺体の返還（証明可能な親近関係者からの返還請求に応じる義務）
  - 8 紛争解決手続き（協議、仲介、調停、仲裁による解決の誠実な努力義務）
- 上記の諸原則・指針について逐条的審議が行われ、フロアから出された意見を参考に、次回の大会でさらに審議することになった。
- (香西 茂)

## ② 「国際法教育」

「国際法教育に関する委員会」は1998年に設置、その後2度の大会で報告が提出された。本大会では8月20日に、報告者である John K. Gamble（米国）の司会のもとにワークショップを持ち、同委員会や米国国際法協会などの共催により本年4月に米国で開催されたワークショップの報告書に基づいて討論を行った。討論は各国の経験交流の色彩が濃く、とりわけ米国（国際法協会年次大会でこのテーマを取り上げてきた）、オーストラリア、南アフリカなどの関心が強いようである。論じられたおもなトピックスは、以下の通り。

国際法の入門教育と専門教育の関係について

て、法学教育の一環として国内における国際法慣習から入ることが有益とされる一方で、自國中心とならないよう「国際法を国際化する」必要が指摘された（Noortmann：オランダ）。個別分野の専門教育に一般的な入門教育が先行するべき必要性については意見の一致がある（Noortmann；Gamble；Botha：南ア、など）。法学部、法科大学院における国際法教育と政治系学部におけるそれとの関係についても議論があったが、たとえば人権について憲法との、ICCについて刑法との関係など、国内法の諸分野との関係が大いに論じられた。この点については、教員間の協力が確立しており困難はない（Benedeck：オーストリア）とされる一方で、他の分野からの抵抗も指摘され、これを克服するために国内法のコースに国際法教育を取り入れた教員にボーナスを与える試みが紹介された（Gamble）。国際法が多くの大手で必修ではなく選択科目であるという現状で、これを学生にどのように「売り込む」かも共通の悩みである。教育のための素材や方法などの技術的侧面については、インターネットによって大きな可能性が開かれたとされる一方、発展途上国とくにイスラム法の立場を示す資料の欠如がいわれ（Rehman：英国）、「學問上の不誠実」の蔓延に警告が発された（Gamble）。これらの他、試験のあり方や学生による授業評価も話題となった。

委員会活動の今後の方向としては、各國支部による委員の任命の必要性が認められたほか、実質的かつ基本的な問題を取り上げるべきこと、組織的で体系的な検討を行うべきこと、国際法教育の原則とガイドラインの作成を目指すべきことなどが主張された。法科大学院の設置に伴って国際法教育が大きな曲がり角を迎えており日本でも、この委員会の動向を注意深くフォローするだけでなく、委員の任命などを通じてこれに積極的に参加することが望ましいと思われる。

(松井芳郎)

## ② 環境法のトランスナショナルな執行

8月20日午後に開催された本委員会では、von Mehren教授（米国）を議長とし、Boyle教授（英国）、Bernasconi氏（スイス）およびBetlem氏（オランダ）の3名の共同報告者が、事前に提出された第2報告書（<http://www.ila2004.org/> から入手可能）の概要を順次説明した。Boyle教授は、第1報告書が主として公法的性質の問題を扱ったのに対して、第2報告書は私法的な問題を扱うものであること、また、現在のところ、本委員会の勧告の最終的な形式についてはいかなる結論も提案されておらず、2006年のトロント会期において「トロント原則」が提案されるかどうか、またはいかなる問題が法典化もしくは法の漸進的発展の試みにふさわしいかは、第3（最終）報告書において決定される必要があると述べた。続いて質疑応答に入り、Jain判事（インド）が多国籍企業について厳格責任原則の導入を主張したのに対し、Betlem氏およびBoyle教授が、国連国際法委員会（ILC）の作業状況に触れ、とくにBoyle教授は、ILCはすでに厳格責任の概念を承認しているが、現在の段階では国際環境法の基礎として厳格責任について合意することはなお困難であると回答した。van Hoek（オランダ）氏は、米国の外国人不法行為請求法の最近の判例状況、外国政府のライセンスの扱いについて国際規範の存否、親会社の責任と不法行為地法の関係について質問した。これに対し、Betlem氏

は、当該米国法の解釈については米国判例に不一致があるとし、また、Bernasconi 氏は、同一の事情の下で自国がライセンスを付与するであろう場合に外国のライセンスを承認すべきであると回答した。また、Betlem 氏は、子会社に対する親会社の責任は不法行為地法に基づく親会社の監督義務違反または警告義務違反から発生することを指摘した。Beyerlin 教授（ドイツ）は、本報告書は国際私法的側面を扱うものであるが、第1報告書の国際公法的側面の検討は不十分であり、次回の第3報告書では、外国人原告の裁判所へのアクセスに関する国際公法の原則を検討すべきであると述べた。Basso（南アフリカ）氏も、次の報告書に含めるべき問題として、環境インフラまたは環境立法の欠如を理由とする国家による責任免除の抗弁の扱い、より高度の環境法基準を任意受諾した企業の間接的責任、および外国による環境判決の執行の監視を挙げた。Parekh 氏（インド）は、本委員会が特別の厳格責任を発展させるため、ILC、プラッセル条約およびハーグ会議との相互協力、対話の機会を持つべきことを提案し、また、ボバール事件につき若干の情報提供を行った。最後に、議長の von Mehren 教授が、トロントにおける最終レポートに期待すること、および参加者への感謝を述べて本セッションを終了した。

（平 覚）

#### 「国際商事仲裁における国際公法の重要性（仲裁デー第2セッション）」

8月20日の午後は、Arbitration Day の後半として、ILA の国際商事仲裁委員会とドイツ仲裁協会（DIS）との共催のもと、「国際商事仲裁における国際公法の役割」と題したセッ

ションが開かれた。始めにセッションの議長である Böckstiegel 教授からセッションの紹介があり、その後個別報告並びにパネルディスカッションがあった。

第1部は、包括的な問題を対象とするものであった。第1報告者の Schwebel 判事は、国際公法と国際商事仲裁との関連性について、まず、歴史的な経緯から考慮されるべき要素として、① 国際商事仲裁が始まる以前の国際的な仲裁の実務、② 国際取引に関わる国際公法の実体、③ 国境を越えた訴訟の3点を上げ、現代における検討として、国際商事仲裁の構造とその執行可能性が問題となることを指摘し、UNCITRAL と ICSID における法適用と国際公法の問題を、判例を挙げつつ指摘した。その後、パネルディスカッションがあり、Briner 氏は「ICC 仲裁における国際公法の影響」と題して、ICC での仲裁において国際公法が問題となる場合を、管轄、本案の判断、及び執行の3つに分けて、それぞれ事例を挙げて検討をした。Guillaume 判事は「国際公法と国際商事仲裁」と題して、従来主権国家間の問題しか規律対象としてこなかった国際公法が、人権の広がりと、商事分野への国家の関与の広がりから、商事仲裁にも関連を持つようになった経緯をふまえ、条約自体の解釈が仲裁で問題となる場合及び仲裁準拠法や適用法として国際公法が問題となる場合を、若干の事例を用いながら検討した。De Ly 教授は、司法へのアクセス権の保護及び人権の観点から、欧州人権裁判所の判例を紹介しつつ同裁判所と国際商事仲裁との関係を検討した。

第2部では個別問題が取り上げられた。まず、Schreuer 教授が、国際投資紛争分野の紛争が、国際商事仲裁で争われることが多く

なったことを指摘し、2国間投資協定（BIT）において多くみられる、国際法を直接適用法規として選択する条項を例としてあげ、仲裁廷が国際法を適用する場合と国内実質法を適用する場合との線引きが難しいことを指摘した。次いで Raechke-Kessler 氏が「国際公序と国際商事仲裁」との題で、ILA の2002年決議を紹介しながら、主に、不正行為、訴訟差止め命令及びデュー・プロセスが仲裁で問題とされた場合の手続法上の問題を対象として検討した。最後に Van Houtte 教授が「ヨーロッパ競争法と仲裁」と題して、この問題に関するヨーロッパ司法裁判所の複数の判例を示しながら、特に仲裁人と欧州委員会の関係及びアムステルダム条約81条と仲裁との関係について問題点を指摘した。

以上の報告を受けてフローラーからも様々な意見が述べられたが、決議は特になされず、次回のトロントでの ILA 総会においても仲裁に関するセッションが開催されることが確認されて終了した。

（長田真里）

#### 理事会

全体理事会（Full Council）は、理事長のスリン卿（The Rt Hon Lord Lynn of Hadreay）の司会で、大会開会直前の8月16日朝および閉会直前の8月21日朝の2回行われた。

第1回全体理事会では、まず、ILA の新会長にドイツ支部会長のベックスティーゲル（Karl-Heinz Böckstiegel）教授を全会一致で選出した。研究部長のソーンズ（Alfred Soons）教授から、5月の理事会で指名された運営委員会のメンバーの紹介があった。メンバーは、スリン理事長、ベックスティーゲル新会長、バルチャ（Hon Mr Justice

Bharucha）前会長、ソーンズ研究部長、ワイルド（David Wyld）事務局長の職指定の5名の他、チンキン（Christine Chinkin）教授（英国）、ウォルカー（Janet Walker）教授、ケセディアン（Chatherine Kessedjian）教授（フランス）、ヴィエイラ（Susana Vieira）教授（ブラジル）の計9名である。ソーンズ氏からは、チンキン教授が新研究部長に就任すること、今大会では合計4つの決議が提案される予定であること、外交的保護および国際家族法のレポートが今大会には提出できなかたこと等の報告がなされた。

今後の大会開催の予定については、次回大会は、2006年6月4日—8日にトロント（カナダ）において開催される（詳細は、<http://www.ila2006.org/> 参照）。2008年大会は、ブラジルで開催される（おそらくは8月頃、開催都市は検討中）。次回執行理事会（以降）での決定となるが、2010年大会はハーグ（オランダ）で開催の予定であり、2012年大会については、ソフィア（ブルガリア）の名前が挙がっている。2014年大会については、スリン理事長から非公式に日本開催の打診があり、日本支部ではワーキンググループを設置してこの問題について検討をすすめている。

第2回の全体理事会では、本大会で採択すべき4つの委員会（国際組織のアカウンタビリティー、水資源、軍備管理・縮緼法、国際人権の法と実行）から出された決議が了承された（総会でこれら4決議が採択された）。なお、前3者の委員会は解散するが、国際人権の法と実行に関する委員会は存続することが確認された。

今回の大会の登録者は合計454名であり、わが国からは日本支部会員37名および非会員3名が出席した。大会自体は無事終了したが、

資料

関連資料の配布が十分なされないと若干の  
運営上の問題があったと思われる。外務省国  
際法課（法規課）および駐ドイツ大使館（高  
島有終大使）には種々のご協力をいただいた。  
記して感謝申し上げる。

（村瀬信也・中谷和弘）